

ID: 117

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	建築設備の仮使用の認定(第7条の6第1項第1号の準用)		
法令名 根拠条項	建築基準法 第87条の4		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 (検査済証の交付を受けるまでの建築物の使用制限) 第7条の6 (1) 特定行政庁が、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めたとき。 (建築設備への準用) 第87条の4 政令で指定する昇降機その他の建築設備を第6条第1項第1号から第3号までに掲げる建築物に設ける場合においては、同項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認又は第18条第2項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知を要する場合を除き、第6条(第3項、第5項及び第6項を除く。)、第6条の2(第3項を除く。)、第6条の4(第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。)、第7条から第7条の4まで、第7条の5(第6条の4第1項第1号及び第2号の建築物に係る部分に限る。)、第7条の6、第18条(第4項から第13項まで及び第25項を除く。))及び第89条から第90条の3までの規定を準用する。この場合において、第6条第4項中「同項第1号から第3号までに係るものにあつてはその受理した日から35日以内に、同項第4号に係るものにあつてはその受理した日から7日以内に」とあるのは、「その受理した日から7日以内に」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。 申請手続は、省令第4条の16の規定による。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日